

議案第157号

つくば市下水道条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年2月13日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市下水道条例の一部を改正する条例

つくば市下水道条例（平成元年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「配水管」を「排水管」に改め、同条第15号中「日本下水道協会茨城県支部長」を「茨城県下水道協会」に、「同茨城県支部」を「同協会」に改める。

第3条第3号中「こう配」を「勾配」に、「配水管」を「排水管」に改め、同条第4号中「こう配」を「勾配」に改める。

第6条第2項中「3年」を「5年」に改める。

第21条の3に次の1号を加える。

(3) 排水施設を補完する施設のうち、河川その他の公共の水域から当該排水施設への逆流を防止するために設けられるひ門又はひ管があるときは、当該ひ門又はひ管の点検は、1年に1回以上行うこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前のつくば市下水道条例第6条第1項の指定（同条第3項の指定の更新を含む。以下同じ。）を受けた者の当該指定の有効期間については、この条例による改正後のつくば市下水道条例第6条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

下水道法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うとともに、下水道工事の指定工事店の指定の有効期間を3年から5年に改めるため、この条例案を提出するものである。

つくば市下水道条例（平成元年つくば市条例第31号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)―(5)（略）</p> <p>(6) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備(屋内の<u>排水管</u>、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。)をいう。</p> <p>(7)―(14)（略）</p> <p>(15) 主任技術者 <u>茨城県下水道協会</u>が実施する主任技術者資格認定試験に合格し、<u>同協会</u>が備える排水設備主任技術者名簿に登録された者及びこれと同等の資格を有すると下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が認めた者をいう。</p> <p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第3条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 汚水を排除すべき排水管内径及び<u>勾配</u>は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水きよの断面積及び<u>勾配</u>は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の<u>排水管</u>及び同表の右欄に掲げる<u>勾配</u>と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径及び<u>勾配</u>は、それぞれ75ミリメートル以上、</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)―(5)（略）</p> <p>(6) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備(屋内の<u>配水管</u>、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。)をいう。</p> <p>(7)―(14)（略）</p> <p>(15) 主任技術者 <u>日本下水道協会茨城県支部長</u>が実施する主任技術者資格認定試験に合格し、<u>同茨城県支部</u>が備える排水設備主任技術者名簿に登録された者及びこれと同等の資格を有すると下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が認めた者をいう。</p> <p>(排水設備の接続方法及び内径等)</p> <p>第3条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 汚水を排除すべき排水管内径及び<u>こう配</u>は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水きよの断面積及び<u>こう配</u>は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の<u>配水管</u>及び同表の右欄に掲げる<u>こう配</u>と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径及び<u>こう配</u>は、それぞれ75ミリメートル以上、</p>

100分の3以上とすることができる。

(略)

(4) 雨水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水きよの断面積及び勾配は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管及び同表の右欄に掲げる勾配と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径及び勾配は、それぞれ75ミリメートル以上、100分の3以上とすることができる。

(略)

第4条・第5条 (略)

(排水設備指定工事店の指定)

第6条 (略)

2 前項の指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5年とする。ただし、特別の理由があるときは、管理者は、これを短縮することができる。

3・4 (略)

第6条の2—第21条の2 (略)

(都市下水路の維持管理の基準)

第21条の3 都市下水路の維持管理の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 排水施設を補完する施設のうち、河川その他の公共の水域から当該排水施設への逆流を防止するために設けられるひ門又は管があるときは、当該ひ門又はひ管の点検は、1年に1回以上行うこと。

第22条 (以下略)

100分の3以上とすることができる。

(略)

(4) 雨水を排除すべき排水管の内径及びこう配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水きよの断面積及びこう配は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管及び同表の右欄に掲げるこう配と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径及びこう配は、それぞれ75ミリメートル以上、100分の3以上とすることができる。

(略)

第4条・第5条 (略)

(排水設備指定工事店の指定)

第6条 (略)

2 前項の指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から3年とする。ただし、特別の理由があるときは、管理者は、これを短縮することができる。

3・4 (略)

第6条の2—第21条の2 (略)

(都市下水路の維持管理の基準)

第21条の3 都市下水路の維持管理の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

第22条 (以下略)